

環 備 - 6 9
令和 3 年 4 月 1 3 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

4 月 1 2 日からの新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の実施については、県内外において感染が増加しておりますので、別添のとおり、協力を要請することとしました。

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型コロナウイルスの感染防止及び廃棄物事業の安定的な継続のため、基本的な感染対策の徹底について、貴会員に対し周知してくださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・感染警戒レベルの引き上げについて

(令和 3 年 4 月 1 2 日秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班 田村
電 話 : 018-860-1624
F A X : 018-860-3835
E-mail : recycle@pref.akita.lg.jp

新型コロナウイルス 感染症対策について

令和3年4月12日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■ 感染拡大防止のための協力要請

1 開始期間

令和3年4月12日（月）から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

（1）県外との往来

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく協力の要請

- まん延防止等重点措置区域はもとより、都道府県をまたぐ移動についても、入学や仕事、試験、冠婚葬祭等を除き避けるようお願いいたします。やむを得ず往来する場合は、混雑や訪問先での会食を避けるなど、感染防止に最大限の注意をお願いいたします。

② 特措法に基づかない協力の依頼

- 県外からの訪問については、できるだけ控えていただくよう御家族・御親類の皆様からも適切なアドバイスをお願いいたします。
- 帰県後、一定期間は十分に健康観察を行い、周辺の方々との接触には十分留意するとともに、会食を避けていただくようお願いいたします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

- 県外を訪問した場合は、感染防止策がとられていない店舗の利用や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる「三密」の場や大人数、長時間での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。普段接していない方との会食には特に注意してください。
- 政府が推奨する「新しい旅のエチケット」を参照の上、「会食時を含めたマスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を実施するとともに、「接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。
- 出発前・帰県後に発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じたときは無理に外出せず、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いいたします。
- スポーツ観戦やイベントなど混雑（時期・場所）を避け、人と人との間隔を確保するようお願いいたします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(2) 基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、ワクチンが行き渡るまでは、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、三密を避けるなど適切な行動をお願いします。
 - 日常生活や職場のほか、飲酒や会食の機会において、「感染リスクが高まる『5つの場面』」に気を付けて行動されるようお願いいたします。
 - 飲酒の有無や昼夜にかかわらず食事の場で感染が発生していることに留意し感染に気を付け、大人数、長時間にわたる飲食や集まり、カラオケは避けるようお願いいたします。
 - 飲食の際は会話を控え、会話をするときはマスクを着用し大声を出さないなど十分注意をお願いします。特に普段接していない方との会食には注意してください。
 - 変異株であっても基本的な感染予防策は従来と同様であり、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いします。
 - 発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いいたします。
- ※ 事業者の皆様には、「感染症防止対策宣言」を活用するなどして職場や飲食の場における取組状況を確認し、感染防止策を改めて徹底されるようお願いいたします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



■ 感染拡大防止に向けたお願い

職場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言 ～取組の5つのポイント～

- テレワーク・時差出勤・テレビ会議の活用等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面※』」での対策・呼びかけを行っています。
※①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話
④狭い空間の共有（社員寮・移動車等） ⑤休憩時間など居場所の切り替わり
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

飲食の場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言 ～取組のポイント～

- 座席の配置などを工夫し、密にならず、他のお客様との間隔を十分に取っています。
- 対面防止、定期的な換気、仕切り、飲食時以外のマスク徹底、消毒液の設置など、感染防止の基本的な対策を徹底しています。
- “長時間飲食・飲みすぎ”にならないように呼びかけするなど、「感染リスクが高まる『5つの場面※』」での工夫を行っています。
※①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話
④狭い空間の共有 ⑤休憩時間など居場所の切り替わり
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(3) 各施設における感染防止策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙1】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いいたします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- 「感染リスクが高まる『5つの場面』」が施設の中で具体的にどこにあるかをチェックしながら、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底をお願いいたします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。
- 施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにLINEでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いいたします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索）。
- 接触確認アプリ（COCOA）や「秋田県版新型コロナ安心システム」のQRコードを入口に掲示し、場内アナウンスで登録を呼びかけるなど、来場者への利用促進にご協力をお願いいたします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(4) イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次の「イベント・行事等の参加人数の上限等」により開催するようお願いいたします。なお、開催に当たっては、別紙5～7の内容にご留意願います。
- 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等について、別紙4に該当するものについては、開催が可能であることに留意されるようお願いいたします。
- 全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等は除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を主催される方は、県への事前相談をお願いいたします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「51207」を検索）。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

< イベント・行事等の参加人数の上限等：4月末まで >

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの	
	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,000人超	入退場時や区域内の適切な行動確保が可能	入退場時や区域内の適切な行動確保が困難
・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの（注1） クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、地域の行事等	収容定員	5,000人	50%	密が発生しない程度の間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	十分な人と人との間隔 (1m)
・ 大声での歓声・声援等が想定されるもの（注1） ・ 食事を伴うもの（注2） ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント、地域の行事、結婚披露宴や葬儀での会食等	50% ※個人又は5人以内のグループの間に1席以上空席を設ける。ただし、5人以内のグループ内では空席を設けなくともよい(この場合50%を上回ることも可だが、上記人数を上限とする。) 【イメージ：●人、×空席】 ・個人の場合 [● × ● × ● × ●] ・5人以内のグループの場合 [● ● × ● ● ● ● × ●]			十分な人と人との間隔 (1m)	※全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に判断。ただし、別紙4に記載された条件が全て担保されるものについては開催可能。 ※地域の行事など、参加者がおおよそ把握できるものについては、感染防止対策を徹底した上で実施可能。

（注1）別紙2「イベント開催時の必要な感染防止策」の実施が前提。なお、実施できない場合は、屋内は5,000人又は収容定員の50%のどちらか小さい方が上限。屋外は5,000人を上限とし、十分な間隔（できれば2m）を確保。

（注2）飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とするイベントについては、別紙3に記載された条件が全て担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱う。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(5) 感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

(6) 誹謗中傷の禁止

- 感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

【別紙 1】

屋 外		屋 内							
運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等 の遊技場
ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在 時間の制限	乗車人数制限、 時差通勤	入場人数の制限 、滞在時間の制 限、大人数での 座敷使用の回避	入場人数の制 限、滞在時間 の制限
接触スポー ツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に 2 m を 目安とした人の距離			四方を空けた 席配置、客と 客の間に仕切 り	入退室時等の 間隔の確保	座席間隔に 留意	真正面は避ける 、客と客との 間に仕切り、 座席間隔を空 ける（1～2 m）	入退室時（行列 を含む）等に 2 m を目安とした 人の距離
		四方を空け た席配置	レジ等で間隔を 空ける（床に印 をつける等）	四方を空けた席 配置、展示配置 の工夫		四方を空けた 席配置、生徒 と生徒の間に 仕切り			座席間隔に 留意（2 m を目安）
—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席、2方 向換気、密閉し た個室の使用回 避・定員の半分 での利用	頻繁な換気 (窓開け、 扇風機)
マスク着用		マスク着用			マスク・フェイ スガード等着用	マスク着用		マスク・フェイス ガード等着用	マスク着用
—		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける							大声での会話自粛、 音楽などの音を最 小限にし客同士が 大声で会話してい ないか確認
スポーツ後の 飲み会等は 控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時手指衛生	
—		施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス						大皿の自粛	—
—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック				—	—	酒類の提供 時間の配慮	(滞在時間が 長い場合) 入退場時体調 チェック
従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、三密対策、休憩や食事の分散									

密接

密集

密閉

衛生対策・その他

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

（2）基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策（2 / 2）

（2）基本的な感染防止等（続き）

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

（3）イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に
しうる催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none">・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none">・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none">・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m**確保
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館（別紙3）
- ・会話等の発声が生じていない**実績**
- ・**食事時の会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・**食事時以外のマスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・**食事時間の短縮**
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の**適切な対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・**区画あたりの人数制限**、ビニールシート等を用いた**適切な対人距離**の確保
- ・**飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止**
- ・**大声が発生しないよう注意喚起**

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面

混雑

打上げ

マイクロ
飛沫充満

○想定される場面

密接・密集 **接触・飛沫**

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉 **マイクロ飛沫**

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちのため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路**を利用するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密 **接触・飛沫・マイクロ飛沫**

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

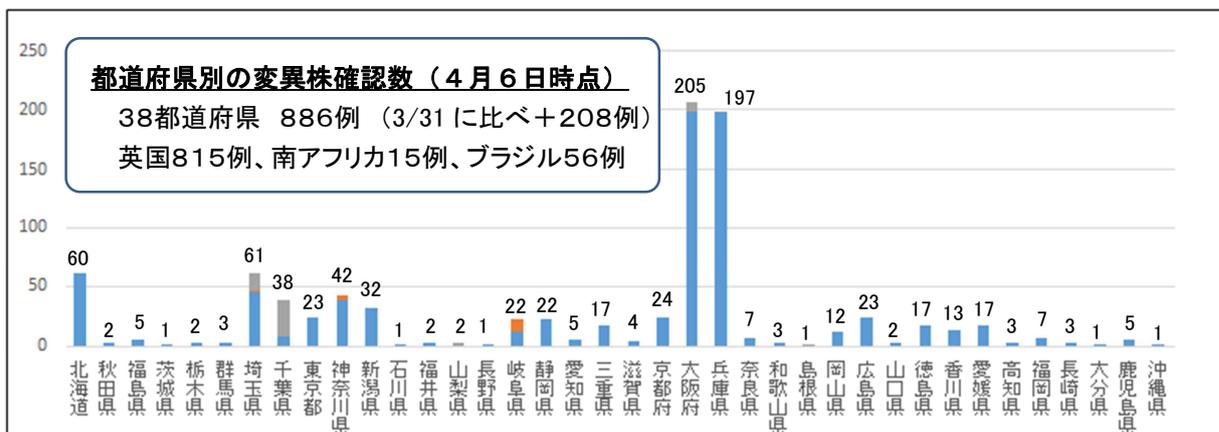
感染警戒レベルの引き上げについて

令和 3 年 4 月 1 2 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

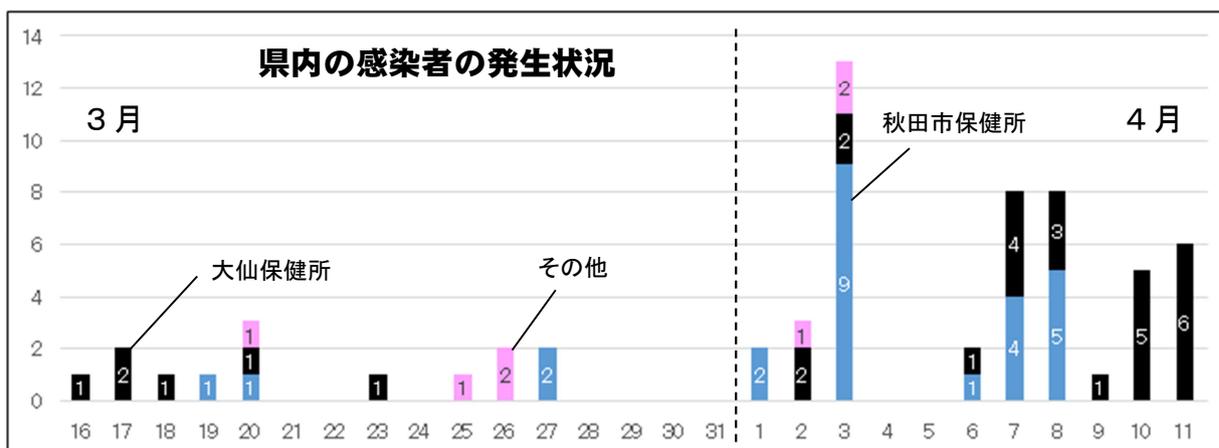
1 全国の感染状況

- 4月5日から大阪府、兵庫県及び宮城県、12日からは東京都、京都府及び沖縄県を加え、5月5日（東京都は11日）までまん延防止等重点措置が適用され、大阪市や仙台市、23区等で飲食店の営業を20時までとするなどまん延防止措置を実施。
- 3月上旬以降感染の増加が継続し、1週間の新規感染者数の前週比は、まん延防止等重点措置の適用を決定した4月1日までの1週間で42都道府県が1以上となり、4月8日までの1週間では37都道府県が1以上と、全国的に拡大傾向。特に関西圏での拡大が強く懸念される状況が継続。また、宮城、山形は3月末以降減少に転じたものの依然高い水準。
- 感染力の強い可能性がある変異株については、4月6日時点で38都道府県で確認。大阪府、兵庫県では多くの感染が確認され、人の移動に伴う他地域への流出が懸念。



厚生労働省「都道府県別の変異株（ゲノム解析）確認数」※空港検疫を含まない

2 県内の感染状況



- 3/16に39日ぶりに新規感染者が確認されて以降、連続的に発生し、1週間当たりの感染者数は、3/29～4/4が18人、4/5～11が30人と、レベル2を上回る状況が継続。
- 県外との移動歴のある方の感染や変異株への感染も確認されており、県内での感染の更なる拡大が懸念。

3 感染警戒レベルの引き上げ

- 感染状況及び病床確保計画のフェーズの引き上げを踏まえ、警戒レベルを4月12日から「2」→「3」に引き上げ、
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、仕事や試験、冠婚葬祭等を除き県外との往来について自粛を要請。
 - ・ やむを得ず県外に移動する場合を含め、マスクの着用や三密回避など感染防止策を徹底するよう強く注意喚起。
- 家庭内に感染を持ち込まないためにも、「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避けるとともに、マスク会食の実践、対策が不十分な状況下でのカラオケ設備の利用自粛など感染防止に最大限の注意を払うよう呼びかけ。
- 飲食店においては、座席間隔の確保やアクリル板の設置、利用者への食事中以外のマスク着用の推奨、消毒液の設置、換気の徹底など感染防止策の徹底について改めて呼びかけ。

警戒レベル		指標（目安）	県民への要請
レベル1 【注意喚起】		新規感染者数 0人	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の徹底 ・業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底 ・感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ
レベル2 【強い注意喚起】		1～6人/週	レベル1の注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ ・クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ ・イベントの規模を制限
レベル3 【協力要請】	法 24 条 9 項	7～24人/週	レベル2の強い注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 ・不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） ・クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（感染者多数発生地域） ・イベントの規模をレベル2より制限又は中止
レベル4 【要請】		25～49人/週	レベル3の協力要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛要請（地域・全県） ・クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（地域・全県） ・イベントの中止
レベル5 【強い要請・命令】	法 法 法 24 31 45 条 条 条 9 の 項 6	50人~/週	レベル4の要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請・命令（地域・全県）
■ 指標により一律に判断せず、感染者の発生状況（増加率、感染経路の由来〈県外・県内〉、感染の広がり〈家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど〉）や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものであること。			

※国のまん延防止等重点措置、緊急事態宣言時は31条の6又は45条を含め要請・命令を行うが、適用前は24条9項による要請を行う。

（注）国の基本的対処方針や緊急事態宣言により変更となることがある。